

指定工場の基準

1) 施設の面積要件

事業の種類	対象自動車の種類	指定工場		
		※屋内作業場		完成検査場
		現車作業	部品整備	
普通自動車分解整備事業	普通自動車(大型) ・車両総重量8t以上 ・最大積載量5t以上 ・乗車定員30人以上	130㎡以上	12㎡以上	屋内であって対象車両の完成検査を行うのに十分な面積
	大型特殊 普通自動車(中型) ・最大積載量2t以上 ・乗車定員11人以上 ・上欄以外	100㎡以上	12㎡以上	
	普通自動車(小型) ・貨物自動車 ・特種用途自動車 ・上二欄以外	72㎡以上	10㎡以上	
	普通自動車 小型四輪自動車	64㎡以上	8㎡以上	
小分型分解整備事業 小型三輪自動車 ・上三欄以外				
小分型分解整備事業	小型二輪自動車	21㎡以上	4㎡以上	
	軽自動車分解整備事業	35㎡以上	6.5㎡以上	

2) 要員要件

	指定工場
事業場管理責任者	1人
工員数	4人以上(注1)
うち主任技術者	1人以上
うち整備主任者	1人以上
うち自動車検査員	1人以上
うち整備士	2人以上かつ保有割合1/3以上(注2)

※指定工場欄中、屋内作業場は認証工場欄中、屋内作業場との兼用可

・認証工場設備、指定工場設備及び部分認証に関しては管轄する運輸支局にお問い合わせください

(注1) 対象自動車の種類に車両総重量8t以上、最大積載量5t以上及び乗車定員30人以上を含む場合は5人

(注2) 自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く